

「化学物質管理者及び保護具着用管理責任者」選任の義務化に対応するための講習・教育！

化学物質管理者講習に準ずる講習会（取扱事業場向け）のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行）により、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い又は譲渡提供する事業場ごとに、化学物質管理者を選任（安衛則第12条の5）及びリスクアセスメントの結果、リスク低減措置として作業者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任（安衛則第12条の6）することが、業種や規模にかかわらず義務化されました。

この新たな化学物質規制の導入に関しては、林業及び木材製造業等の事業場においても、ガソリン、潤滑油（鉱油）や防腐剤、接着剤等が使用されており、事業者の自律的な化学物質管理が求められています。

具体的には、林業及び木材製造業等の事業場における化学物質の管理体制の強化を図るため、リスクアセスメント対象物の製造、譲渡提供事業場ではありませんが、『リスクアセスメント対象物の取扱い事業場』として、全ての事業場で「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」のそれぞれの選任が必要となりました。

つきましては、今回、事業者が自律的な化学物質管理を任せることができるよう必要な知識と実務能力を取得できる標記の講習を下記のとおり開催いたしますので、この機会に化学物質管理者の選任のご予定ある方を養成されますようご案内申し上げます。

なお、「保護具着用管理責任者」に対する教育については、追って計画した段階でお知らせします。

記

- 日 時 令和7年7月31日（木）9：00～17：00（受付8：50）
- 場 所 鹿沼市職業訓練センター 講堂（鹿沼市上石川 1465-4）
- 受講料金 会 員 16,280円（受講料 14,300円・教材 1,980円（税込み）
非会員 20,280円（受講料 18,300円・教材 1,980円（税込み）
〔登録番号（インボイス）T2010405001854〕10%税率対象
- 申 込 先 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277-1 TEL 028(652)2153
〔銀行振込〕足利銀行本店 普通預金 178351 林材業労災防止協会栃木県支部
- 定 員 50名（定員になり次第申込みを締め切ります。）
- 申込締切 令和7年7月15日（火）
- 携 行 品 受講票・筆記用具
- 講習科目 ①化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
②化学物質の危険性又は有害性等の調査
③化学物質の危険性又は有害性等の調査に基づく措置等その他必要な記録等
④化学物質を原因とする災害発生時の対応
⑤関係法令 合計6時間
- そ の 他 全科目受講者には「化学物質管理者講習に準ずる講習修了証」を交付します。

受付番号No. _____

化学物質管理者講習に準ずる講習会（取扱事業場向け）

受講申込書（修了台帳）

2.4cm
のり
写
真
3.0cm

ふりがな			修了証 ※第 号 番 号
氏 名			
併記を希望する場合の旧姓又は通称 （要確認書類）			
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成	交 付 年月日	※令和 年 月 日
現 住 所	〒 _____ Tel ()		
勤 務 先	所 在 地	〒 _____ Tel ()	
	名 称		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員

実施管理者	受付担当者

注）※記入しないこと。

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



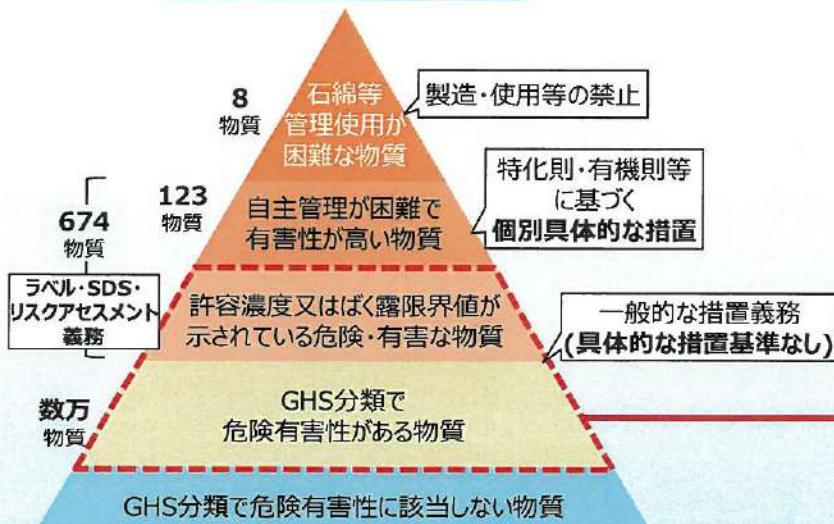
リスクアセスメントの実施



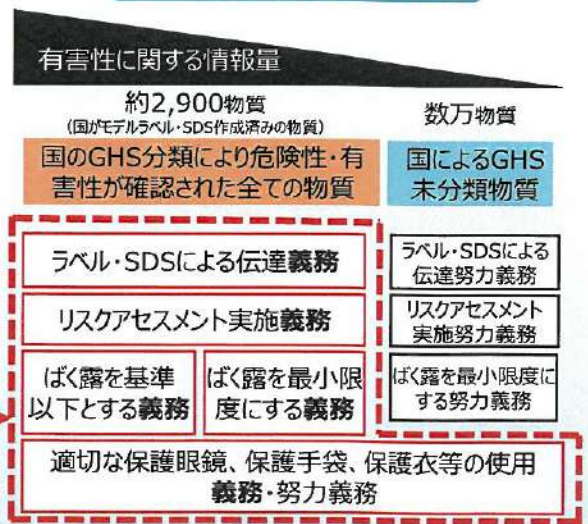
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された約**700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約**850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせることが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質
の使用



換気装置等
を設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、**5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に
基づくばく露低減措置

健康診断結果や
それに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		② ③ ②、③ ②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		③ ②
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第3 項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
実施体制の 確立	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇入れ時 教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
情報伝達の 強化	安衛則 第24条の15第2 項・第3項、第 34条の2の5第 2項・第3項	「人体に及ぼす作 用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則 第33条の2	別容器等での 保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。

規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

①2022年（令和4年）5月31日（施行済）

②2023年（令和5年）4月1日

③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

